

**資料 3**

**広島県営住宅自動販売機設置事業**

**様 式 集**

**広島県土木建築局住宅課**

## 目 次

### ○ 入札書類関係

・入札書（様式第1）	1
・入札辞退届（様式第2）	2
・委任状（様式第3）	3

### ○ 質問の受付

・広島県営住宅自動販売機設置事業に関する質問書（様式第4）	4
-------------------------------	---

### ○ 入札参加資格の確認

・入札参加資格確認申請書（様式第5）	5
・誓約書（様式第6）	7

### ○ 自動販売機設置関係

・財産借受願（様式第7）	8
・「自動販売機設置」承認申請書（様式第8）	9
・「自動販売機設置」に係る工事承認申請書（様式第9）	10
・借受財産返還書（様式第10）	11

### ○ その他

・連帯保証人届（様式第11）	12
----------------	----

(様式第1)

## 入札書

※年額（1年間当たり）の貸付料を記入すること。

### 年額（1年間当たり）の貸付料

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし、

### 広島県営住宅自動販売機設置事業

（日吉台住宅、引野住宅）

に係る年額の貸付料として

上記のとおり、広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集要領、広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集に係る仕様書、公告、広島県会計規則及び広島県契約規則について承諾の上、入札します。

令和 8 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

（代理人氏名）

㊞

広 島 県 知 事 様

- 注1 算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」又は「金」を記入してください。  
注2 入札者は、**実印**を押印してください。  
注3 代理人による入札の場合、代理人は、**委任状（様式第3）で指定した印鑑**を押印してください。

(様式第2)

## 入札辞退届

令和8年 月 日

広島県知事様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

次の入札は、辞退します。

募集事業名称	<b>広島県営住宅自動販売機設置事業 (日吉台住宅、引野住宅)</b>
入札予定年月日	令和8年3月4日(水)

注 この届けは、入札執行の完了に至るまでに発注機関に直接持参するか、又は郵便等（入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までに必着するものに限る。）により提出してください。

なお、郵便等により提出する場合に地理的条件等により、入札執行の前日（その日が休日の場合はその直前の平日とする。）までにこの届けが到達しないおそれがある場合は、併せて、発注機関に対して入札辞退を電話連絡してください。

(様式第3)

## 委任状

令和8年 月 日

広島県知事様

委任者 所在地

商号又は名称

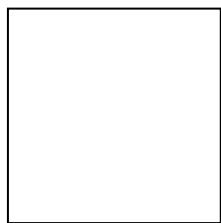
代表者職氏名

㊞

私は、次の者を代理人として定め、下記の事項を委任します。

受任者氏名

入札書に押印する印鑑の指定



※代理人が入札書（様式第1）に押印する印鑑は、この印鑑を使用してください。

委任事項

広島県営住宅自動販売機設置事業に係る入札に関する一切の件

(備考) 有効期限のある委任状を既にお持ちの場合は、その委任状を提出してください。本紙の提出は必要ありません。

(様式第4)

令和3年 月 日

## 広島県営住宅自動販売機設置事業に関する質問書

広島県営住宅自動販売機設置事業に関する募集等について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者	
	電話	
	FAX	
質問数		

No.	資料名	符号	項目	質問の内容
1				
2				
(例)	募集要領	1-(5)	貸付期間	○○○○

(様式第5)

## 入札参加資格確認申請書

令和 8 年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(担 当 者 )

(電 話 番 号 )

(F A X番号 )

令和8年1月 28 日付けで公告された広島県営住宅自動販売機設置事業の入札に参加したいので申し込みます。

また、入札及び契約に係る情報の公表に関する要領に準じて、入札及び契約結果を閲覧に供することに同意します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること、かつ、広島県営住宅「自動販売機設置事業者」募集要領の「5 入札参加資格」に該当していることを誓約します。なお、県が必要とする場合には、当該資格要件の(3)及び(4)に関し、広島県警察本部に照会することを承諾します。

## ○添付書類（提出する書類に○を付けること）

- ( ) ①入札参加資格確認申請書（本紙）
- ( ) ②誓約書（様式第6）
- ( ) ③身分証明（市町村発行のもの）
- ( ) ④商業登記簿謄本（現在事項全部証明書）
- ( ) ⑤確定申告書（写）
- ( ) ⑥印鑑証明書
- ( ) ⑦広島県税及び地方法人特別税の納税証明書（広島県税及び地方法人特別税についての滞納がない旨の証明）
- ( ) ⑧消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか。納税猶予の特例を受けている場合は、直前の年分（課税期間）からさかのぼって3年前までの納税証明書その1。）
- ( ) ⑨設置する自動販売機のカタログ（販売商品・単価含む。）

○自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績状況

設置施設名等	所在地	設置台数	設置期間

※設置している施設名・所在地・設置台数・設置期間を3箇所記載すること。

(様式第6)

## 誓 約 書

令和 年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

商号・名称

代表者名

印

(担当者名 )

令和8年1月28日付で公告の広島県営住宅自動販売機設置事業競争入札に関し、  
刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は私的独占の禁止及び  
公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1号  
等の法令に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令を  
遵守することを誓約します。

また、次のことについて、異議はありません。

- この誓約書の写しが公正取引委員会及び警察本部に送付されること。
- 法令に違反した場合等に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、損害金  
が請求されること及び契約が解除されることがあること。
- 契約が解除された場合に、当該調達案件に係る契約書の規定に従い、違約金  
を支払うこと。

(様式第7)

財産借受願

年 月 日

広島県知事 様

借受人

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

次のとおり財産を貸してください。

借りようとする 財産	所 在	
	明 紹	
使 用 目 的		
理 由		
期 間	令和 8年 4月 1日から 令和 13年 3月 31日 まで	

添付書類

(様式第8)

「自動販売機設置」承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

広島県営住宅自動販売機設置事業に係る自動販売機について、次のとおり申請します。

1 自動販売機設置事業者

2 自動販売機の設置内容

※設置場所、台数・規格・定格消費電力、商品明細、使用済容器回収ボックス等)

※カタログ等添付

(様式第9)

「自動販売機設置」に係る工事承認申請書

令和 年 月 日

広島県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

広島県営住宅への自動販売機設置に係る工事について、次のとおり申請します。

1 県営住宅名

2 工事期間

令和 年 月 日 時から

令和 年 月 日 時まで

3 工事内容

4 安全確保対策

5 住民への周知

(様式第 10)

借 受 財 産 返 還 書

年 月 日

広 島 県 知 事 様

借 受 人

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

次のとおり借受財産を返還します。

借受財産の表示	所在	
	明細	
借受期間満了 契約解除	年 月 日	
返還年月日	年 月 日	

添付書類

使用前・使用中・使用後の写真

備考 不用の文字は、消すこと。

(様式第 11)

連 帯 保 証 人 届

年 月 日

広島県知事 様

借 受 人

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

印

財産の借受申請に当たり、次のとおり連帯保証人を届け出ます。

1 連帯保証人

住 所	
氏名又は名称 及び代表者氏名	

2 借受契約の内容（申請中を含む）

借受財産の表示	所在	
	明細	
使 用 目 的		
契約締結年月日	年	月 日
使 用 期 間		
年 額 貸 付 料		
旧 連 帯 保 証 人	住所 氏名又は名称 及び代表者氏名	

私は、借受人から次のことについて、情報提供を受けたことを確認し、借受人の負担する債務について今後借受人と連帯して保証します。

1 借受人の財産及び収支の状況

2 借受人が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

3 借受人が主債務について債権者に担保を提供するときは、その事実及び担保提供の内容

連帯保証人

住 所  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

印

備考 1 連帯保証の確認事項については、個人が連帯保証となる場合に適用し、極度額については契約書で定めること。

2 変更する場合、新たに契約書を締結すること。

3 不用な文字は消すこと。